

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば

2009  
No.528 8

## 主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

千葉県総合経済対策発表／官公需契約方針発表

p.4 ■特集

小規模企業経営セーフティ共済加入促進事業 (千葉県)

経営セーフティ共済のお勧め

p.6 ■視点：コンサルタントの目

組織化の勧め ～中小企業におけるリーダーシップのあり方～

p.8 ■ご案内

全国大会参加者募集／組合設立相談受付中

中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です

p.10 ■協賛広告

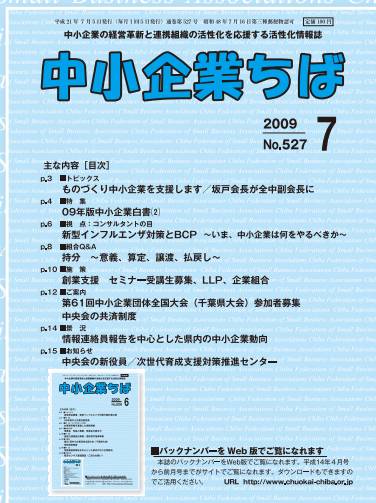
「暑中お見舞い申し上げます。」

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

組合士養成講習会／県議会6月定例会閉会



## ■バックナンバーを Web 版でご覧になれます

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 千葉県総合経済対策発表

千葉県では、昨年9月の経済危機以降、昨年11月と本年1月の二度にわたる対策を講じてきたが、依然として厳しい状況が続いているため、国の「経済危機対策」を受け、6月の補正予算を盛り込んだ平成21年度「千葉県総合経済対策」を策定した。

新しい総合経済対策においては、国の「経済危機対策」を踏まえながら、緊急に対応すべき雇用対策や中小企業への金融対策などの短期的な経済対策に加えて、中長期的な視点に立った社会インフラの整備など、千葉県の今後の成長に向けた基盤づくりに直結する関連事業も盛り込まれている。以下はその概要。

- 緊急雇用対策 厳しい雇用情勢を踏まえ、国の交付金により積み立てた基金を活用した新規雇用創出などに取り組みます
- ▽ふるさと雇用再生特別基金事業
- ▽緊急雇用創出事業▽千葉県求職者総合支援センター事業▽緊急職業訓練▽離職者等再就職訓練事業
- 中小企業者などへの支援 地域

経済の担い手である中小企業者などの事業活動が円滑に行われ、活性化するための支援策の充実を図ります

- ▽中小企業振興資金の融資枠の拡大▽小規模企業経営セミナー共済加入促進支援事業(次頁参照)
- ▽ちば企業人スキルアップセミナー事業

- 安全・安心な社会を目指すインフラの整備・地域活性化 県民や企業が安全・安心に生活・活動できる社会基盤の整備として、道路・学校など社会基盤を整備するとともに、低炭素社会の実現に向けた事業や、アクアライン通行料金の値下げなどの地域活性化のための施策を実施します
- ▽東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験▽公用車のエコカー導入促進事業▽公共交通機関グリーン化促進事業▽県立学校耐震化推進事業

- 公共事業等の前倒し執行 国の「経済危機対策」においては、「事業の前倒し執行」として、「公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものは除き、入札改革の進展も勘案して、実質的

に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する」としています。

県においても、県内経済の活性化や県民の安全確保などのため、早期に整備することが望ましい施設や箇所については、積極的に前倒しして実施します。

◎問合せ先  
県経済政策課政策室  
Tel 043-26332703

## 官公需契約方針発表

政府は国等の物品・役務の調達や工事の発注、いわゆる官公需について中小企業者の受注機会の増大を図るための平成21年度の契約方針をこのほど閣議決定し、発表した。その概要は次のとおり。

### ■中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

- (1) 地域の中小企業者の適切な評価 地域への精通度等が事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる契約について、適切な地域要件の設定等地域の中小企業者の適切な評価や積極的な活用に努める。
- (2) 情報提供の推進
- ①官公需ポータルサイトの構築

国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を一括検索し、情報提供する「官公需ポータルサイト」を構築し、中小企業者が発注情報を入力しやすくする。

- (2) 国等の契約目標・実績のきめ細かな公表 中小企業者が受注機会を把握しやすくするため、独法等毎の情報公開を行なうなど、国等の機関について契約目標・実績をきめ細かに公表する。
- (3) 下位等級者の入札参加機会の確保

一括調達による発注を行なう場合には、予定価格に対応する等級の入札参加資格者に加え、それより下位の者も入札に参加が可能となるよう弾力的な運用を行い、中小企業者の受注機会の確保に配慮する。

### ■国等の中小企業者向け契約目標

中小企業向け契約金額 約5兆1993億円  
(官公需契約総額に占める割合52.4%)  
なお、契約方針が閣議決定されたことに伴い、経済産業大臣は各都道府県知事に対して、国の方針の趣旨を踏まえて官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注

機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるよう要請した。

## 「骨太の方針09」閣議決定される

政府はこのほど「経済財政改革の基本方針2009」(安心・活力・責任)、「骨太の方針2009」を閣議決定した。

同方針は、「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、「安心・活力・責任」を3つの目標を同時に達成するための道筋を示すもので、その骨子は①活力②当面及び構造的な「経済危機」を克服②安心③少子高齢化、格差の拡大傾向等の「社会の危機」を克服③責任④「短期は大胆、中期は責任」との観点から、財政健全化を推進するとし、また「経済危機克服」と「安心社会実現」のための「最優先課題」を示し、重点対策を行なうとともに、内閣主導で、府省横断的なプロジェクト・チームを設置する等により迅速かつ総合的な取組みを図るとしている。

◎本文等の詳細は、首相官邸ホームページ  
http://www.kantei.go.jp/asophoto/2009/06/23keizai.html

# 小規模企業 経営セーフティ共済加入促進事業のご案内

千葉県では、総合経済対策の一環として、金融危機等の影響により増加傾向にある小規模事業者の連鎖倒産の抑制を図るため、中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」へ新規に加入する県内の小規模事業者に対して掛金の一部を助成することにより、同制度への加入を促進します。

## ■ 助成要件

次の(1)から(4)のいずれにも該当する方が助成対象となります。

- (1) 共済に加入資格のある、千葉県内に主たる事業所を有する従業員5人以下の小規模事業者（会社又は個人）であること  
ただし、千葉県信用保証協会における信用保証対象外業種を除きます。  
(信用保証対象外業種の詳細は、千葉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。)  
(千葉県信用保証協会HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>)
  - (2) 平成21年4月1日から平成22年1月15日までに共済に加入した者
  - (3) 当該助成金の申請日までに継続して6ヶ月以上の掛金（前納した金額を含む）を納付した者
  - (4) 県税を滞納していないこと
- ※助成予定件数を超えた場合には、申請を締切ることがあります。

加入年月日	助成の可否
～平成21年3月31日	助成対象外
平成21年4月1日～平成21年9月30日	助成対象
平成21年10月1日～平成22年1月15日	前納の場合のみ対象
平成22年1月16日以降	助成対象外

## ■ 助成対象となる金額

- 平成21年4月1日から平成22年3月1日までに納付した、加入後6ヶ月以内の掛金に相当する金額とします。

## ■ 助成金の額等

- 助成金の額は、助成対象となる金額の3分の1（千円未満切捨て）とします。
- 助成金の限度額及び期間は、第1回目の掛金納付月から起算して6ヶ月分、かつ、合計16万円を限度とします。

## ■ 申請期間

- 平成21年8月3日（月）から平成22年3月5日（金）まで  
\* 共済制度の詳細については、次ページ、または中小企業基盤整備機構のホームページ、パンフレット等をご覧ください。  
中小企業基盤整備機構HP <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

【問合せ先】 千葉県庁商工労働部経済政策課 TEL. 043-223-2704（直通）

## 経営セーフティ共済のお勧め

取引先の突然の倒産。そんなときあなたを守る、安心の共済です。  
いざというときの「安心」をご提供します。  
あなたの会社のリスク管理にお役に立ちます。

### ■ 最高 3,200 万円の共済金の貸付けが受けられます

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の 10 倍の範囲内 [最高 3,200 万円] で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは①破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、②手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

### ■ 共済金の貸付けは無担保・無保証人です

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の 10 分の 1 に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

### ■ 掛金は税法上損金または経費に算入できます

- 毎月の掛金は、5,000 円から 80,000 円まで、5,000 円刻みで自由に選ぶことができます。
- 掛金は、掛金総額が 320 万円になるまで積み立てられます。
- 掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。

### ■ 加入できる方

次の条件に該当する中小企業者で、引き続き 1 年以上事業を行っている方です。

- 個人の事業主または会社で次の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方。  
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 [3 億円以下、300 人以下]、②卸売業 [1 億円以下、100 人以下]、③サービス業 [5 千万円以下、100 人以下]、④小売業 [5 千万円以下、50 人以下]、  
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）[3 億円以下、900 人以下]、⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業 [3 億円以下、300 人以下]、⑦旅館業 [5 千万円以下、200 人以下]
- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

### ■ 安心の実績

- 現在 30 万人の方が加入されています。
- 貸付累計件数 25 万 2 千件、金額は 1 兆 7,105 億円にのびります。（平成 20 年 3 月末現在）
- 「経営セーフティ共済」は法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度（中小企業倒産防止共済制度）で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（国が全額出資）が運営しています。

#### 【ご相談・加入の申込み窓口】

貴社の事業内容が確認できる、現に融資取引等の実績のある金融機関または  
本会商業支援課共済担当 Tel. 043-306-3284（ダイヤルイン）

# 「マン・ツーマン」の目

## 組織化の勧め

### （中小企業におけるリーダーシップのあり方）

従業員が三十人を越える規模になつていながら社長一人で頑張っている企業が余りにも多い。そのような企業をみていると、何から何まで社長が細かい指示を出している。甚だしい場合には、従業員は社長の指示が無いと勝手に動けないようになっていっている。それでいて当社の社長自身は「経営者の意思が末端まで浸透している。」と、えらくご満悦なのである。ならば労働生産性はさぞかし良好であろうと、「一人当たり売上高」などを試算してみると「業界平均に対してそれほど良くない」というのが大半である。

マン・ツーマンには  
限界がある

中小企業にとって代表者である社長はその企業の顔であり実体そのものである。だから「社長の動ける限り全て自ら表に立つべきであり、従業員は社長の手足で在ればよい。」というのは一理ある。ま

た「社長一人で無理ならば、右腕となる番頭を育て二人三脚でやれば良い。」という考え方もある。しかしマン・ツーマンで完全に統制が取れるのは十人〜二十人が限度であり、管理限界とか「統制範囲の原則」と呼ばれているものがそれである。それゆえ、社長一人が三十人を越える従業員の行動を全てコントロールすることは管理原則から見ても無理があるのであるが、問題はそれだけではない。従業員にとって、会社の規範（物事の判断基準）は社長とか常務といった「人間そのもの」であり、「フェイス・ツー・フェイスで当人の意思を確認しなければ自身の判断や行動に自信が持てない」ということに変わりが無いからである。

会社の業績は従業員の  
貢献意欲に掛かっている

会社のような利益社会が効率良く機能するためには、「共通目的」

「貢献意欲」「コミュニケーション」の三つが必要十分条件であり、このどれが欠けてもうまく行かないと言われている。特に社長が頑張っている中小企業にとっては、「従業員の意欲をいかに引き出せるか？」が企業業績を左右する最大のネットワークポイントであると言っても過言ではない。それには物事を従業員の側から考え直して見る必要がある。

人を行動に駆り立てる要素には内的条件と外的条件の二つがあり、前者を動因、後者を誘因と呼んでいる。動因とは「或ることから達成したい」という体内から込み上げてくる根源的欲求であり、具体的には「仕事の面白さ」とか「顧客に喜んで貰いたい」「仲間もしくは上司に認められたい」といったものであり、誘因とは「ある物事を引き起こす直接の原因」をいい、具体的には目前にある事象や掲げられた目標である。この両者を結びつけ、行動を駆り立てる状態へ

と人を方向付けることが「動機付け」である。また効果的な動機付けによって部下の育成を図るとともに、組織としての協働体制を作り上げ、業績を達成するよう仕向けるのが「管理者のリーダーシップ」である。通常、動因を刺激するには魅力的でかつ説得力のある目標等を掲げる必要がある、社長がいかに魅力溢れる人物であったとしても、一般的に、「時々の細かな指示自体が適切な誘因として機能することを期待するのは極めて難しい」ということになる。

価値ある制度やビジョン・計画は、行動指針・規範となつて人の情熱を駆り立てる

具体的な指示の裏側にある意味や思想を口頭で分からせることが難しいとしたら、それらに共通した概念を文章や形にして従業員に示すとともに、教育・徹底させることが効果的である。そのような

概念が例えば精神的な規範たる社訓であり、また行動規範たる各種の制度である。社長の思想が一度成文化されると、それらは人格から離れ、独立した存在として価値を持つようになる。幸いにしてそれらが従業員の支持を得、行動規範として機能するようになると、彼等は具体的な指示が無くとも自律的にその規範に沿った判断をし、行為を選択できるようになる。そして社長自身もその規範に従わざるを得なくなる。フランス革命やアメリカ独立宣言がその後の世界の歴史を大きく変えたことを思い起こして欲しい。このような無形の文化は、中小企業にとっても大きな効果をもたらすのである。

## 実効性のある経営計画は 企業の格付けさえも変える

具体的な経営計画を示すことで、社長は先ず個々の従業員に細かな指示をする業務から解放され、浮いた時間を営業開拓や経営革新といった前向きな仕事に振り向けることができる。次には、そしてこの方がより重要な効果なのであるが、外からの見る目が違ってくるのである。会社の経営姿勢や営業実体

に関する透明性が高まり、会社に対する社会的信用が高まるメリットがある。多くの利害関係者特に金融機関など債権者は貸付先の将来に常時不安と期待の念を抱いており、透明性を高めるだけで良い評価を与えるものである。そして、時には積極的に援助の手を差し伸べてくることも決して珍しくは無いのである。

## 制度に伴って 組織は生まれる

制度は問題解決の手順を定めたものであり、それ故、制度の存在は「経営管理の存在」と受け取られ、信用が高まるのである。「制度は経営管理における意思決定のプロセスを定めている。」と言っても良い。すなわち、意思決定には「事実を調べ」「経営目的に則して問題解決の代替案を立案し」「最適案を選択する」というプロセスが存在し、そうした機能を担う部署や人間が必要となる。中でも「機能別組織」は、経営活動を幾つかの職能に分けて夫々に管理者を配した最も単純な組織形態である。この場合、管理者を置くことによってセクシヨナリズムを生むようであれば却って致命的なマイナスとなる。中小企業にとつては、「経営職能」といっても独立した権限を以って責任を担えるほどの規模にはないからであり、また、職能間の相互依存性が高く互いに調整をとらない限り問題を解決することが不可能だからである。この場合における管理者

## 「組織化」に期待する主な機能

	中小企業	大企業
「組織」への期待	貢献意欲の喚起 (ボトム・アップ)	企業秩序の維持 (トップ・ダウン)
「制度」への期待	経営目的の明確化	意識・行動の統制
「管理者」への期待	積極的なコミュニケーション	責任・権限の割付もしくは分担

の役割は、正に「部下に対する動機付け」とそれによる組織目的の達成、すなわち「リーダーシップ」でなくてはならない。そして、そのための手段が「積極的なコミュニケーション」である。

また、理想的な管理者のあり方としては、行動科学的組織論にお

ける「連結ピン」の考え方が当てはまる。つまり、組織は複数の小さな単位集団から成り、それらは明確な目標と自己コントロール能力を持ち、集団として問題解決に取り組む。その際、管理者は単位集団のリーダーであると共に、全体組織の一員でもあって、単位集団間のコミュニケーションを有機的に結び付ける「連結ピン」の役割を果たす。すなわち、各集団は管理者を通じて自主管理を行いながら全体組織に貢献する。

## リーダーシップのあり方は 集団の性格によって異なる

管理者の採るコミュニケーション手段には、「傾聴」「説明」「援助」「話し」「評価」といったものがある。そして管理者自身も固有のリーダーシップ・スタイルを持っているのであるが、それが各単位集団に適合しているとは限らない。リーダーシップは、管理者の価値観や部下の能力、その組織の風土次第で変化していくものであり、それ故、管理者はその都度場面に合ったリーダーシップを見出ししていく必要がある。

(中小企業診断士 新井将平)

激動のとき 今こそ発揮 団結の力！

National Convention in Chiba

## 中小企業団体全国大会参加者募集

全国大会は組合の意義とその役割を内外に示すために、自らの決意を表明するとともに、国等に対して中小企業組合を中心とする連携組織の成果を示し、これら連携組織を通じた中小企業の振興・発展が、豊かな社会の実現を図るための礎であることを訴えるために開催するものです。

オール千葉県中央会で、全国の中小企業団体の代表者の皆様を暖かくお迎えしたいと思えます。各組合から1名以上のご参加をお願いいたします。

- 日 時 平成21年11月19日(木) 午後1時30分～4時00分
- 場 所 幕張メッセ「イベントホール」(JR京葉線「海浜幕張」下駅)
- 参加料 1名 4,000円
- 主 催 全国中小企業団体中央会 / 千葉県中小企業団体中央会
- 問合せ先 中小企業団体全国大会開催準備室 TEL.043-242-3277

## 市町村、商工会議所、商工会の皆様へ

**事業協同組合**を設立し、「大口受注を開拓したい。」「新たな販路を広げたい。」「任意組合を法人化したい。」

**企業組合**を設立し、「仲間が持つ技術やノウハウを活かして新しいビジネスをはじめたい。」「主婦仲間が持つキャリアを活かして地域活動を始めたい。」

組合設立のご相談を無料で応じております。

中小企業の皆様はもとより、市町村の商工担当者や商工会議所、商工会の指導員の皆様もお気軽にご相談ください。

URL [http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/guide/4\\_1.html](http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/guide/4_1.html)

- 相談窓口：設立相談室 TEL.043-306-3285

# ■ ご案内

## 中央会は県内唯一の連携組織支援専門機関です

### □ 組合や中小企業経営のことなら何でもご相談ください

中小企業団体中央会は47都道府県団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあり、主に①組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、②組合等の監査、③組合等に関する調査及び研究、④その他組合等及び中小企業の健全な発達を図るための事業等を行っている中小企業連携組織を専門に指導・支援する団体です。

### ■ 中央会の主な事業

#### ■ 設立相談

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、事業協同組合連合会、商店街振興組合連合会といった各種中小企業組合の他、LLPや中間法人をはじめとする連携組織の設立に関する事務手続き等について指導・支援しております。

#### ■ 連携支援

組合等の管理、運営、会計・税務、金融、労働、環境、情報等の問題について指導と相談に応じています。また、組合に限らず会員企業の経営上のご相談にも対応しております。

#### ■ 教育・情報提供事業

中小企業問題や経済情勢などについての講習会、研究会等を随時開催しています。また、労働事情実態調査や景況調査等の各種調査を行なっております。さらにHPや機関誌「中小企業ちば」によって、連携組織の皆様にお役にたつ情報をタイムリーに提供しております。

#### ■ 共済事業

千葉県中小企業団体中央会では①中小企業基盤整備機構（中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度）、②全国中小企業団体中央会（中小企業PL保険、個人情報漏えい賠償責任保険）の共済制度を扱っております。

また、③三井生命保険(株)（特定退職金共済制度、個人年金、総合保障プラン、オーナーズプラン）、④三井住友海上火災保険(株)（団体傷害保険、団体自動車保険、労災保険制度、休業補償保険制度）と提携して各種の保険を取り扱っております。

#### ■ 建議・陳情

中小企業者や組合等の自助努力だけでは解決困難な課題については、国や県の施策に反映させるために関係先へ建議及び陳情を行なって要望の実現にむけた活動を展開しております。

### ■ 千葉県中小企業団体中央会(電話はダイヤル・イン)

#### ■ 総務部

・ 総務課 043-306-3281

#### ■ 連携支援部

・ 経営支援課（ものづくり支援事業） 043-306-3282

・ 地域力連携拠点事業

応援コーディネーター 043-306-3283

・ 工業支援課 043-242-3277

・ 商業支援課 043-306-3284

#### ■ 設立相談室

043-306-3285



<p>千葉県醤油工業（協） 代表理事 太田 昭吉</p>	<p>千葉県石油（協） 理事長 堀江 亮介</p>	<p>関東自動車共済（協） 代表理事 小長谷政幸</p>	<p>千葉県農業機械商業（協） 代表理事 小関 邦夫</p>	<p>千葉トヨタ自動車販売整備（協） 代表理事 麻生 茂</p>
<p>千葉県製麺工業（協） 代表理事 佐藤 一郎</p>	<p>千葉県遊技業（協） 代表理事 大城 正準</p>	<p>千葉県自転車軽自動車（協） 代表理事 古川 博章</p>	<p>千葉総合卸商業団地（協） 代表理事 石田 一太郎</p>	<p>千葉市宅地建物取引業（協） 代表理事 鈴木 吉晴</p>
<p>千葉県印章（協） 代表理事 宮崎 勝治</p>	<p>千葉船業（協） 代表理事 牧野 功</p>	<p>千葉市街地開発コンサルタント（協） 代表理事 嶋田 俊明</p>	<p>千葉化学工業薬品（協） 代表理事 岡田 隆治</p>	<p>（協）千葉電設協会 代表理事 田中 宏幸</p>
<p>千葉県産業廃棄物処理業（協） 代表理事 岡林 聡</p>	<p>（協）千葉県鐵骨工業会 代表理事 古橋 久</p>	<p>千葉県セメント卸（協） 代表理事 塚本 福二</p>	<p>千葉県建設防水工事業（協） 代表理事 鹿島清太郎</p>	<p>千葉県測量設計補償（協） 代表理事 中嶋 敏夫</p>

# ■ 暑中お見舞い申し上げます

<p>(協) 千葉個人タクシー事業団 代表理事</p> <p>岡田 弘光</p>	<p>千葉市工業センター(協) 代表理事</p> <p>柿本 幹夫</p>	<p>千葉鉄工業団地(協) 代表理事</p> <p>坂戸 誠一</p>	<p>千葉エフピー(協) 代表理事</p> <p>下田 由起男</p>	<p>千葉市廃棄物リサイクル事業(協) 代表理事</p> <p>飯田 俊夫</p>
<p>(協) シー・ソフトウェア 代表理事</p> <p>金子 哲司</p>	<p>千葉県貿易(協) 代表理事</p> <p>横山 吉雄</p>	<p>千葉青果商業(協) 代表理事</p> <p>藤井 芳夫</p>	<p>千葉トヨペット整備工業(協) 代表理事</p> <p>勝又 基夫</p>	<p>千葉県板硝子商工(協) 代表理事</p> <p>小林 春巳</p>
<p>市川ストアサークル(協) 代表理事</p> <p>原 一郎</p>	<p>千葉県保険流通(協) 代表理事</p> <p>矢部 元茂</p>	<p>送変電機器千葉(協) 代表理事</p> <p>菊池 康文</p>	<p>市原市管工事(協) 代表理事</p> <p>根元 精一</p>	<p>(協) シー・ティー・ティー 代表理事</p> <p>青沼 彰</p>
<p>ふなばしインタックス(協) 代表理事</p> <p>篠原 敬治</p>	<p>千葉学習塾(協) 代表理事</p> <p>長谷川洋男</p>	<p>船橋総合卸商業団地(協) 代表理事</p> <p>飯ヶ谷岐美夫</p>	<p>船新青果小売商業(協) 代表理事</p> <p>藤沼 龍雄</p>	<p>船橋機械金属工業(協) 代表理事</p> <p>板谷 直正</p>

<p>松戸総合卸売センター(協) 代表理事 佐藤 清</p>	<p>松戸ビル管理業(協) 代表理事 山下 勉</p>	<p>野田市再資源化事業(協) 代表理事 西村 久行</p>	<p>柏駅前第一商業(協) 代表理事 三好 迪夫</p>	<p>柏市管工事(協) 代表理事 竹内 政二</p>
<p>柏市工業団地(協) 代表理事 藤井 秀美</p>	<p>流山トラック事業(協) 代表理事 伊ヶ谷武雄</p>	<p>流山工業団地(協) 代表理事 高橋 啓治</p>	<p>浦安建設(協) 代表理事 鹿野新一郎</p>	<p>浦安市書店(協) 代表理事 小林 栄喜</p>
<p>浦安貝類加工(協) 代表理事 泉澤 正博</p>	<p>浦安市リサイクル資源(協) 代表理事 醍醐 辰雄</p>	<p>印旛食肉センター事業(協) 代表理事 小川 進</p>	<p>臼井ショッピングセンター(協) 代表理事 野口 恭義</p>	<p>四街道工業団地(協) 代表理事 清水 敬陽</p>
<p>(協) 酒々井ショッピングセンター 代表理事 細谷 篤</p>	<p>(協) 佐原信販 代表理事 鈴木 重夫</p>	<p>千葉県木材市場(協) 代表理事 吉岡 實</p>	<p>(協) 東金ショッピングセンター 代表理事 中村 秀朗</p>	<p>山武管工事業(協) 代表理事 加藤 洋三</p>

# ■ 暑中お見舞い申し上げます

<p>千葉県漬物工業（協） 代表理事</p> <p>古宮 真一</p>	<p>金田魚介類仲買（協） 代表理事</p> <p>齋藤 剛一</p>	<p>大原中央商店街（協） 代表理事</p> <p>土屋 利夫</p>	<p>長生都市管工事（協） 代表理事</p> <p>小関 正幸</p>	<p>東金市ガス工事業（協） 代表理事</p> <p>鈴木 寿郎</p>
<p>千葉県印刷工業組合 代表理事</p> <p>日暮 秀一</p>	<p>千葉県電機商業組合 代表理事</p> <p>佐々木 義</p>	<p>柏市廃棄物処理業（協業） 代表理事</p> <p>鈴木 隆</p>	<p>千葉県建設業（協）連合会 代表理事</p> <p>石井 良典</p>	<p>小湊旅館業（協） 代表理事</p> <p>稲葉 靖</p>
<p>（社）千葉県エルピーガス協会 会長</p> <p>小野口 壽一</p>	<p>（振興）柏二番街商店会 代表理事</p> <p>石戸新一郎</p>	<p>千葉県中古自動車販売 商工組合代表理事</p> <p>北島 久男</p>	<p>千葉県鍍金工業組合 代表理事</p> <p>柴崎 三郎</p>	<p>千葉県牛乳商業組合 代表理事</p> <p>高橋 束</p>
<p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事</p> <p>佐久間厚尚</p>	<p>千葉県中小企業福利厚生協議会 会長</p> <p>柴崎 三郎</p>	<p>千葉県異業種交流 融合化協議会会長</p> <p>本田 周</p>	<p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会会長</p> <p>鹿野新一郎</p>	<p>千葉県自動車販売店協会 会長</p> <p>勝又 基夫</p>

情報連絡員報告を中心とした

## 県内の中小企業動向

### 6月

#### ■パン製造 【県内全域】

新型インフルエンザは県内の公立小中学校に拡大し、給食パン・米飯の中止等を招来し、その対応に追われた。

#### ■麺類製造 【県内全域】

県内一部地区の学校でも新型インフルエンザで数日休校のケースもでてきた。給食の材料納入にあたっては、マスク着用などの対策を計って対応した。

#### ■シャツ製造 【千葉県・東京都】

秋冬物の展示会では客足が鈍い。まして夏物の追加などは一切なし。安い海外ブランドや国内のファストファッションに押されて悪くなる一方。業界では倒産というより廃業する工場が多い。

#### ■印刷 【県内全域】

6月は、前月と比較して稼働日数の増加の影響で好転したが、商業印刷は特に盛り上がりに欠けている。

東京都と北海道で20〜50億円の倒産が発生した。

#### ■生コン製造 【県内全域】

大幅な需要の下落が続いており、業界としては、需要に見合う供給体制の整備が急がれる。

賦課金の値上げが通常総会にて承認された。

#### ■電気鍍金 【県内全域】

前月比では17・6%の減であるが、前年同月比では57・9%の減となっており、未だ景況は厳しいものである。

#### ■鉄工 【千葉】

公共事業関連等ごく一部に明るさが見られるものの、操業状況は低水準から脱しきれず、厳しい局面が続いている。

#### ■機械部品製造 【野田】

依然と厳しい状況であるが、ものの作り補助金の活用で経営革新を推奨している。

#### ■機械部品製造 【流山】

悪い企業は非常に悪く、現在は内部留保により持ちこたえているものの、現在の状況がこのまま続くようであれば、いずれ行詰る可能性が非常に高い。

#### ■総合卸売 【千葉県・東京都】

倒産により1社脱退。

#### ■食肉卸売 【千葉市他】

上物の販売が落ちている。

#### ■建築材料卸売 【県内全域】

底打ち感なし。需要の極端な減少はこれからもかなりの期間続く模様で長期低落傾向が続くだろう。関東の中でも千葉県が最も落ち込んでおり、セメントと建設関連の業界は存亡をかけた戦いの日々となっている。

#### ■電気機器小売 【県内全域】

家電エコポイント制度が国会を通過してから顧客からの問い合わせが増えて順調に伸びている。

#### ■小売 【大網白里町】

消費者の生活防衛意識や低価格志向が更に強くなってきている。

#### ■中古車販売 【県内全域】

直販は一進一退の状況で（部分的な活況と低迷ムードの広がり）、全体として不満の残る展開である。

#### ■小売 【野田】

売上及び来店客数が、わずかなはあるが昨年を上回る結果となった。特に、生鮮三品の健闘が売上げ全体の伸びに貢献した。

#### ■農業機械販売整備 【県内全域】

生産・出荷共に減退。業界の1〜3月統計では、出荷総額は前年比

91・1%（1253億円）だったが、国内向けは、103・5%と健闘（820億円）した。

#### ■自動車・自転車小売 【県内全域】

3人乗り自転車解禁されたが、値段が高いので、これからの動向を期待したい。

#### ■小売・サービス 【柏】

衣料品関係の倒産が多く、現に横山町の現金問屋の大手が縮小移転し、商店会の同業者からは仕入先がだんだん無くなってきたという声を聞く。一部高級メーカーでは上代設定の値下げ幅が大きい。

#### ■自動車一般整備 【県内全域】

エコカー減税により、新車販売増加の兆しがある。ハイブリット車等エコカーの増加に対応した、修理技術の修得のための研修会を計画している。また、会員の減少に歯止めをかけることが急務である。

#### ■建設揚重 【県内全域】

6月に入り、需要が一段と落込んでいく。

#### ■遊覧船 【鴨川】

高速道路の値下げにより、アクアラインや館山自動車道の利用者が増加していることに伴い、来客数の下げ止まりがあるようです。今後8月からの平日のアクアラ

インの通行料金の値下げに期待している。

#### ■一般廃棄物処理 【千葉】

仕事量が減り、前年同月に比べてかなり厳しい。

#### ■学習塾 【県内全域】

世の中の経済の悪化は、いまのところそれほど影響してない。家計は楽ではないけれども公立高校受験のために通塾はさせておきたいとの親たちの意向があるのではないかと推測される。

#### ■土木建築サービス 【県内全域】

政府の緊急経済対策予算が千葉県の6月補正予算に計上されたので、今後期待している。

#### ■ソフトウェア 【県下全域】

引き続き厳しい状況にあるが、国の施策等が増えている。

#### ■建設 【県下全域】

全体の受注額は増加しているものの、落札率が80%前後と非常に厳しくなっている。

#### ■貨物運送 【野田】

燃料が徐々に上昇しているにもかかわらず運賃を下げられるという状況が発生している。自動車産業等の在庫調整がほぼ終わったと聞いているが運送業はまだ良くない。

# お知らせ

## 組合士養成講習会

いま中小企業を巡る経済環境は大きく変化しております。また、組合の中には設立目標が希薄になり、共同事業への参加意識が乏しくなっている組合員も少なくないとのことです。

組合がこうした状況を打開し、存続・発展していくためには、少なくとも組合事務局の人材育成が不可欠です。このために中央会では「1組合に1組合士」を実現するために、組合運営実務(組合士養成)講習会を開催いたします。

講習は、検定試験科目の「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について行い、中央会の指導員(組合士)が講義します。組合の役職員の受講をお勧めします。なお、今年の試験は12月6日(日)、東京その他で予定されております。

### ■日程・カリキュラム

▽時間はいずれも午後1時～5時

### 【第一部】

8月27日(木)

▽【制度】中小企業論・中小企業組合論(組合制度(制度史))▽【会計】組合士受験のための会計基礎

9月3日(木)

▽【制度】中小企業等協同組合法の解説▽【会計】組合士受験のための会計決算

9月8日(火)

▽【制度】団体の基礎・商店街振興組合法の基礎・組合制度練習問題(過去問)▽【運営】組合事務管理の実務

9月16日(水)

▽【運営】中小企業関係法律と諸施策▽【運営】組合運営通論・組合運営各論

### 【第二部】

(組合士検定試験受験対策を含む)11月25日(水)

▽【会計】組合会計(問題演習)

▽【運営】労務管理・労働法通論12月2日(水)

▽【会計】税務に関する出題ポイント▽【運営】組合運営(問題演習)

■受講料▽1科目1000円(全科目3000円)

講習はレジュメを用意しますが、別途受験テキスト(有料)も用意しておりますので、経営支援課までご照会ください。

◎問合せは本会経営支援課  
TEL043-30063282

## 組合法逐条解説本

「中小企業等協同組合法逐条解説(第一法規平成19年11発行)」

内容平成19年4月に施行された改正「中小企業等協同組合法」の全条文を逐条解説したコメントスタイルです。法律を理解するために参考となる関係法令(施行法、政令、省令等)を収録するとともに、改正法に合わせて中小企業庁創業連携推進課が監修し、全国中小企業団体中央会が編集しました。また全中の最新版「中小企業組法定款参考例」も収録しています。

中小企業協同組合、企業組合の役員の方には必読の書です。版元では在庫がありません。本会も残部が少なくなっており、残部限りの販売となりますので、お早めにお買い求めください。

価格¥5460円(送料は着払い、宅配便です)。  
◎お求めは本会総務課  
TEL043-30063281

## 県議会6月定例会閉会

千葉県議会6月定例会は、7月

8日閉会した。東京湾アクアライン値下げの社会実験費10億円を含む、1148億円の一般会計予算が可決された。

また、森田健作知事は同日、坂本森厚生労働大臣官房審議官を副知事に任命する人事案を提案し、同意された。

県議会は同日、各常任委員会委員を選任した。そのうち、商工労働企業委員長に渡辺芳邦氏、同副委員長に林幹人氏が選任された。

## 組合の政治的中立の原則

組合法第5条第3項、団体法第7条第3項、商振法第4条第3項で「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」と定められております。

これは中小企業が共同事業を行うための組合が、その目的を逸脱して、特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を決議することはできませんのでご注意ください。

なお、これは組合の健全な発展のための議会等への陳情等までを禁止するものではありません。

## 地域温暖化防止への取り組みお願い

千葉県・千葉市等関東の8都県市では、行政自らが地球温暖化防止のための取り組みを一層推進するとともに、民間事業者や一般県民・市民に対しても、次のような省エネルギーなどの具体的な行動を促すように求めています。

- ①適温冷房(28℃設定) ②軽装での執務 ③省エネの取り組み

## 「人間のいのちと健康、尊厳を守る」

赤十字活動資金にご協力ください。赤十字への寄付金については税制上の優遇措置が適用されます。なお、9月末日までは指定寄付金として更に優遇されます。(詳しくは、ホームページをご覧ください。)

TEL: 043-241-7531  
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

